

# 令和3年度 第1回日置市文化財保護審議会



一字治城跡北東端部（神之川河川改修工事に伴う伐採）

日時 令和3年10月11日（月）14：00～

場所 日置市中央公民館 3階 研修室2・3

## 《会次第》

- 1 開会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 協議
  - (1) 役員改選
  - (2) 令和2・3年度文化財パトロールについて（報告）
  - (3) 埋蔵文化財発掘調査（確認調査）について（報告）
    - ア 古垣城跡・お仮屋跡
    - イ 一字治城（伊集院城）跡
  - (4) 指定文化財現状変更等について（報告）
    - ア 国指定天然記念物「ヤッコソウ発生地」
    - イ 市指定天然記念物「千本楠」
  - (5) 日置郡役所門について（諮問）
  - (6) その他
- 4 閉会

日置市文化財保護審議会委員

任期 令和3年8月1日～令和5年7月31日

役職	氏名	住所
	石川みどり	日置市東市来町
副会長	楠生恭二	日置市東市来町
	竹之内麗子	日置市伊集院町
	帖佐秀人	日置市伊集院町
会長	西郷隆文	日置市日吉町
	早川良行	日置市日吉町
	池上成昭	日置市吹上町
	上田耕	南九州市知覧町

(地域別五十音順)

事務局名簿

《事務局》	役職	氏名
日置市教育委員会 社会教育課文化係 Tel. 099-248-9432 FAX. 099-273-3145	社会教育課長	横枕広幸
	東市来支所教育振興課長	恒吉和正
	日吉支所教育振興課長	坂上 誠
	吹上支所教育振興課長	松岡政仁
	社会教育課文化係長	東 進一
	東市来支所教育振興課 社会教育係長	谷口英康
	日吉支所教育振興課 社会教育係長	並松正倫
	吹上支所教育振興課 社会教育係主事	下小牧潤
	社会教育課文化係 埋蔵文化財専門事務員	西久保淳美
	社会教育課文化係主査	瀧川哲哉

## 1 役員改選について

## 2 令和2・3年度文化財パトロールについて（報告）

### (1) 令和2年度文化財パトロール

#### ア 東市来地域 令和3年3月3日（水）9時30分～

美山 元外相東郷茂徳記念館内 日置市美山玉山神社伝来品（県指定有形歴史資料）・美山薩摩焼窯跡（御定式窯跡 県指定史跡）・南京皿山窯跡（市指定史跡）・薩摩焼古窯五本松窯跡（市指定史跡）

#### イ 伊集院地域 令和3年3月4日（木）9時～

(ア) 野田 塔の原石塔群（とのん墓 伝桑波田氏五輪塔 未指定）

(イ) 寺脇 円福寺跡（市指定史跡 伊集院忠国公夫妻の墓碑を含む円福寺墓地群）

(ウ) 大田 大渡橋記念碑（市指定有形建造物）・一字治城跡（城山公園 未指定）

#### ウ 日吉地域 令和3年3月5日（金）9時30分～

(ア) 日置 毘沙門天（市指定史跡）・上日置駅跡（未指定）

(イ) 吉利 乳地藏（市指定有形彫刻）・深固院跡（市指定史跡）

#### エ 吹上地域 令和3年3月9日（火）9時30分～

(ア) 中原 伊作城跡（亀丸城跡 県指定史跡）・蛭子神社（市指定有形彫刻 蛭子像）

(イ) 湯之浦 天徳寺跡（市指定史跡）

### (2) 令和3年度文化財パトロール

#### ア 東市来地域 令和3年5月26日（水）9時30分～

(ア) 長里 市来鶴丸城跡（市指定史跡）

(イ) 伊作田 伊作田兵部大夫道材の墓地（市指定史跡）

(ウ) 湯之元 湯之元の田の神（県指定有形民俗）

#### イ 伊集院地域 令和3年5月27日（木）9時30分～

下谷口 <sup>きょう</sup>経（<sup>きょう</sup>京）<sup>のつか</sup>之塚・内田坊跡・<sup>はをあん</sup>破鞋庵跡・梅岳寺跡（いずれも未指定）

#### ウ 日吉地域 令和3年5月28日（金）9時30分～

(ア) 吉利 吉利神社・園林寺跡（いずれも市指定史跡）

(イ) 日置 光禅寺跡（市指定史跡）・古垣城跡／お仮屋跡（未指定）

エ 吹上地域 令和3年5月31日（月）9時30分～

(ア) 田尻 中田尻の田の神（県指定有形民俗）・金銅菩薩立像旧在地  
（未指定）・田尻神社（未指定）

(イ) 花熟里 市来塚（未指定）

### 3 埋蔵文化財発掘調査（確認調査）について（報告）

(1) 古垣城跡・お仮屋跡

令和3年3月30日（火）・同31日（水）

日置市日吉町日置字松尾493・同397-1外 日吉小学校跡地  
日吉小学校閉校に伴う埋蔵文化財確認調査

(2) 一字治城（伊集院城）跡

令和3年4月22日（木）・同23日（金）

日置市伊集院町大田字681-2外

神之川河川改修に伴う埋蔵文化財確認調査

### 4 指定文化財現状変更等について（報告）

（※現状変更等：現状変更又は保存に影響を及ぼす行為）

(1) 国指定天然記念物「ヤッコソウ発生地」（大正11年3月8日指定）

ア 所在地及び所有者

鹿児島県日置市東市来町湯田字石原4008番地4（8,972㎡の内  
100㎡）及び同4008番地1（16,363㎡の内100㎡） 稲荷神社

イ 現状変更等の内容 指定域内における伐採（伐竹）

ウ 経緯等

令和3年6月8日付け所有者より許可申請。同15日付けで当市教育委員会より許可。同28日実施。許可に当たっては、鹿児島県教育庁文化財課と協議し、事前に有識者の現場確認及び指導・助言に基づいて行った。

また、本件現状変更等は、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第4項一号トの「木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）」に該当し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第184条及び同施行令第5条の規定により、同法125条規定の史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可及びその取消並びに停止命令は、文化庁より県又は市に権限移譲されている。

(2) 市指定天然記念物「千本楠」(昭和40年1月22日指定)

ア 所在地及び所有者

(ア) 日置市吹上町中原字楠園2303 - 1 日置市

(イ) 日置市吹上町中原字楠園2303 - 3 大汝牟遅神社

イ 管理責任者 千本楠会

ウ 現状変更等の内容

日置市所有地内に自生する千本楠を構成する楠の内、楠1株の徒長枝が隣接する個人所有地に越境していたため、当該徒長枝の伐採(枝打ち)を行った(令和3年5月18日付け許可申請。同19日付け許可)。楠の樹勢への影響等を鑑み、伐採前の5月6日、現状確認を実施し、鹿児島県樹木医会会員より適切な伐採方法、伐採箇所の助言を得た。同19日、当該枝の枝元主枝(並行枝)中央部にて切断。切断に当たっては、主幹・主枝部の裂傷を防ぎ、切断後は、切断面に殺虫・治癒効果のある樹木用防腐剤を塗布した。

5 伊集院郡役所門について(諮問)

(1) 建造物の名称 日置郡役所門

(2) 所在地 日置市伊集院町下谷口字犬ノ馬場1852 - 1  
(日置市立伊集院小学校校庭)

(3) 建造年月日 不詳(明治期カ)

(4) 法量等

ア 門柱(石造) 左右一対(2柱) 高 269cm・幅79cm・奥行80cm

イ 塀(石造) 左右一対 高 288.5cm

(5) 概要

旧日置郡役所の門柱(石柱)及び石塀(一部)である。日置市立伊集院小学校校庭(日置市伊集院町下谷口字犬ノ馬場1852 - 1)の北西側に位置する(南方神社参道「犬之馬場」現・同校「あいさつ通り」に南面)。建造期は不明だが、郡役所の設置時期から明治期とされる。

明治20年(1887)7月、串木野・市来・伊集院・郡山・日置・吉利・永吉・伊作・田布施の10郷75村を管轄する日置・阿多郡役所が伊集院下谷口(現伊集院小学校校庭)に設置された。同29年4月、郡制施行に当たり、日置・阿多二郡を併せて日置郡とし、同郡役所はそのまま残置さ

れたが、各市町村の行政機能確立に伴い、郡役所の必要性が低下し、大正15年（1926）6月30日、廃止された（制度廃止は同12年4月1日。同15年までは残務処理のための経過措置。）

大正12年（1923）刊行鹿児島県日置郡役所『日置郡誌』（名著出版復刻1974.）に、往時の日置郡役所とその門柱の写真が掲載されている。同写真では、門柱は2対4柱が確認できる。現存する当門の位置は設置当時のままと思われるが、門柱は脇門柱1対であり、中央の主門柱1対は失われている。門の右側には掲示板があったようで、その基礎部分も残っている。

同門については、平成14年実施の「近代化遺産総合調査事業所在調査」の対象となっており、同調査報告書『鹿児島県の近代化遺産―鹿児島県近代化遺産総合調査報告書』（鹿児島県教育委員会2004.）のリストに「日置郡役所門」（その他・行政施設・明治末）として掲載されているが、現状、指定・登録等はされていない。

なお、伊集院小学校校舎敷地は、藩政期の伊集院郷地頭仮屋跡地でもある。同地頭仮屋門が一時、個人宅に移設されていたものの、現在、同地に復している（市指定有形文化財〈建造物〉）。

## 6 その他

島津貴久没後450年記念事業について

島津家中興の祖 島津忠良（日新公）の嫡男で、島津本家を継いだ島津家15代 貴久（1514-71）は、薩摩半島を統一し、島津家を一躍戦国大名へと成長させた。今年、貴久没後450年の節目に当たり、吹上歴史民俗資料館で、貴久の生涯を紹介する企画展と講演会等を開催する。

- (1) 企画展「島津の英主 貴久と日置の城館～三州統一への道のり～」  
貴久ゆかりの伊作城・永吉南郷城（吹上）、一字治城（伊集院）、市来鶴丸城（東市来）について各城の出土遺物や史料を交え紹介する。

ア 会場 日置市吹上歴史民俗資料館（日置市吹上町中原2568）

イ 入場料 大人110円・高校生以下50円

ウ 会期 令和3年10月15日（金）～12月28日（火）

9：00～16：30（休館：毎週土・日曜日、祝日）

※10月30・31日と12月5日は無料開館）

- (2) 講演会・薩摩琵琶演奏会

ア 日時 令和3年12月5日（日）13：00～16：00 入場無料

イ 会場 日置市吹上中央公民館大ホール（日置市吹上町中原2568）

ウ 講師及び演題 新名一仁氏 「島津貴久の生涯」

戦国島津氏研究者 新名一仁氏を講師にお招きし、島津貴久と本市の関わりや貴久の薩摩半島統一までの足跡をたどる。（著作『日向国山東河南の攻防一室町時代の伊東氏と島津氏』・『室町期島津氏領国の政治構造』・中世武士選書37『島津貴久一戦国大名島津氏の誕生』・『島津四兄弟の九州統一戦』・『「不屈の両殿」島津義久・義弘一関ヶ原後も生き抜いた才知と武勇』、編著『現代語訳 上井覚兼日記』など。）

エ 琵琶演奏 上川路直光氏（県指定無形文化財薩摩琵琶同好会・龍洋会共研舎道場主宰）

オ 定員 150人（要事前予約）

○日置市文化財保護審議会条例

平成17年5月1日

条例第98号

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用を適正に行うため、日置市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、日置市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。